地域包括支援事業対策委員会だより vol．1

平成１９年度、本委員会が発足致しましたのでご報告致します。

１．設置
会則５９条に基づき、地域包括支援事業対策委員会を設置

委員長　　樋口　裕子（墨田・江東支部）
副委員長　　田代　政和（福生支部）
委員　　安藤　剛史（文京支部）
委員　　田口　真一郎（田無支部）
担当理事　　林　順子（練馬支部）

２．設置の経緯
　我々司法書士は日頃の業務を通じて、地域に密着し、市民の皆様の法的安全を支えるお手伝いをさせていただいております。成年後見業務を担う他の士業の中でも司法書士が第三者後見人として認知されている背景には、司法書士が地域に密着した法律家であるからだと自負しております。
　平成１８年４月１日「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援などに関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という）が施行されました。この法律は、近年深刻な問題となっている高齢者への虐待問題を取り扱う法律で、高齢者自身だけでなく、高齢者の養護者に対する支援のための措置等も定められ、高齢者の権利擁護に資することを目的として制定された法律です。
　高齢者虐待防止法では、市町村や都道府県を具体的な対策の担い手として明確に位置付け、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図ることとしています。
　そこで、地域的密着性の高い我々司法書士が市区町村や市区町村から業務委託された地域包括支援センターなどと連携し、この問題に取り組んでいきたいと考え、本委員会を設置致しました。

３．高齢者虐待とは？

Ⅰ．前説
　当委員会は，平成 17 年改正介護保険法に基づき開始された地域包括支援センターによる地域包括支援事業（介護保険法 115 の 38）への司法書士の連携を推進するため，その具体的対策の研究及び司法書士自身を含む内外への広報活動を行うことを目的としています。
　さて，この地域支援事業のひとつとして，介護保険被保険者の権利擁護事業が規定された（介護保険法 115 の 38①四）ことに合わせ，平成 17 年 11 月 9 日，「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」といいます。）」が公布され，翌平成 18 年 4 月 1 日より施行されています。

Ⅱ．高齢者虐待の意義

「虐待」という語感からは，一般に弱者に対する暴行，暴言又は介護放棄などによる身体・精神への侵害行為がイメージされますが，高齢者虐待防止法においては，これらに加え財産の不当処分などの財産権に対する侵害行為も虐待に含まれるものとして定義されています（高齢者虐待防止法 2④二，⑤一ホ，二）。

近時，不動産登記業務における本人確認（ないし意思確認）義務の厳格化が叫ばれているところですが，高齢者を当事者とする登記事件においては，単に取引の安全及び登記の真正担保という視点のみならず，高齢者虐待の防止又は発見という視点をもって確認を行うことが必要に思われます。

Ⅲ．高齢者虐待に対する対応

高齢者虐待に対する法的対応としては，それが親族間において調整が可能なものであれば家事調停が利用できるでしょうし，高齢者の事理弁識能力に減退がみられるような場合であれば，成年後見制度による保護が考えられます。場合によっては，刑事告発・告訴が妥当なケースもあるでしょう。

他方，高齢者虐待防止法において特徴的なのは，被虐待者の保護のみならず，虐待者側の負担軽減が立法目的として明記されている点にあります（高齢者虐待防止法 1）。すなわち，虐待の背後にある経済的困窮や介護疲れといった根本的な問題を解決することで，虐待の解決を図ろうとするものです。より具体的な手段としては，多重債務の整理，生活保護その他の社会保障制度の利用などが考えられます。

（※文中かっこ内アラビア数字は条文番号，丸囲み数字は項，漢数字は号を表す。）

４．本委員会の活動内容

- 高齢者虐待防止に関する情報発信
- 高齢者虐待防止に関する研修の開催
- 自治体等との連携
- 地域での相談・研修会の開催

５．委員より一言

・高齢者虐待の問題は、成年後見とは切り離せない問題だと思います。それらの相談を受ける中で、相談対象者ご本人の状態を把握していく中に虐待の存在を発見し、いち早く対処していくということが我々に求められているスキルであると日々感じています。様々な問題が複雑にからみあっている難しい問題だとは思いますが、勉強させていただきたいと思います。（樋口）

・高齢者に対する虐待については自治体等でも積極的にこの問題について取り組んでいるようですが、当然私たち司法書士も市町村や地域包括支援センターと共に取り組んでいくべき問題であり、私たち司法書士が住民の権利擁護の拠り所となることを目指した活動ができればと思います。（田代）

・いままではクレサラをメインにやってきました。成年後見についてはまだひよっこもいいところですが、委員会のお荷物にならないように頑張ります。（安藤）

・日々妻と子に虐待されている当職ですが、今後は毅然として虐待に立ち向かっていく所存です。微力ながら頑張ります。（田口）

６．委員会からのお願い

高齢者虐待防止法は制定されてからまだ日は浅いですが、各自治体が把握している相談件数の伸び率が大きいことが気になります。会員の皆様にはこのような場を目の当たりにされたり、自治体などから高齢者虐待に関して相談を受けたことがある、など広く情報を募集しております。
また、会員以外の皆様にも高齢者虐待について、勉強会を開催して欲しい等のご要望などもありましたら、当委員会、東京司法書士会まで（０３－３３５３－９１９１）ご連絡下さい。